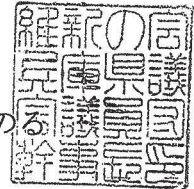


令和2年4月24日

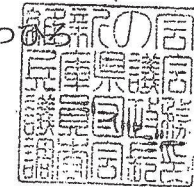
兵庫県議会議長 殿

維新の会兵庫県議会議員団

幹事長 岸口 みの



政務調査会長 高橋 みつお



議員報酬の削減を求める緊急要望

本年4月7日、国より新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が本県全域に発令され、緊急事態措置を実施すべき区域とされた。

これを受け県では、新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針により感染拡大防止や県民生活・県民経済の安定に向け医療体制の整備、社会福祉施設への要請、学校・事業所等への休業要請を行っている。

県議会では、新型コロナウイルス感染症の蔓延は県下各方面に甚大な影響を及ぼすことから、県民ニーズに的確に応えられるよう迅速な補正予算の成立に取り組んだところである。

今後も県議会の役割を踏まえ議会として一層の取り組みが不可欠であり、またこれまでのわが会派が主張してきた本県の厳しい財政状況に加え、新型コロナウイルス感染症対策への行政需要の増大への対応、あわせて自粛による議会活動の中止、延期等を考慮し、議員報酬並びに政務活動費の削減等を含め議会活動費の見直し検討と削減を実施することが必要である。

わが会派では令和2年2月定例会において、独自に議員報酬の削減を提案したところであるが、重ねてこの度の新型コロナウイルス感染症対策の緊急性、重大性を鑑み改めて議員報酬の削減と議会活動費の見直し検討を要請する。

以上